

一般社団法人 獨協大学同窓会

社員総会議事録(HP版)

開会日時	2019年(令和元年)11月16日(土)	午後2時00分～午後4時30分
開会の場所	獨協大学	中央棟3階大会議室
出席統計	代議員出席統計	実質出席者数 28 委任状 13 有効投票数 41 代議員総数 41 有効投票率 100%
	実質出席者 (敬称略) 29	須藤明弘 友安俊明 府川謹也 上杉貴 高木大介 金井芳夫 菅沼豊 濱口孝彰 百田克己 柘植義信 佐藤祐一 町田喜義 櫻田可人 青野民男 鈴木弘隆 海田正則 宮本彰 井上司 相田肇 吉塚弘 飯塚勝久 黒木晋 播磨文美 高田正道 今野泰子 吉岡和男 河野直樹 水谷功 小野寺豪
	委任状出席 (当日欠席) 13	星逸朗 佐藤祐一 中田修二 大西純一 時田辰利 伊藤公三 前田雅規 島田康弘 三浦かなこ 小林雄一 朴東郁 原田弥佳 関根優子
	監事 4	横山清祐 北村充孝 中島勝正 岩崎充益
	傍聴 1	富岡卓
	事務局 5	大沢正彦 吉原律子 木田有紀子 田代弘子 倉林正文
	司会の指名	当総会の議長である須藤会長から議事進行の司会に柘植理事が指名され承認された。
	議事録の署名人 の指名	濱口理事と播磨代議員が指名され承認された。

1

1. 開会	社員総会の成立	出席者が28名、委任状の数が13名、合わせ41名。定款17条社員総会の定足数及び決議総会に准じ当社員総会は総社員の過半数が出席。社員総会の成立が確認された。
-------	---------	--

緊急提案	総会中の理事の 座席に関して	総会中、常時登壇しているのは代表理事・業務執行理事のみとし、その他の理事は必要に応じて登壇、基本的には代議員席から発言できるようにしたい。(府川理事)
結論: 「理事は登壇席から発言を行うべき」との反対意見があがり、拍手による採決で、緊急提案は不採用となった。		

2. 会長挨拶		まず時間と議事進行を尊重し、懇親会で時間があれば改めて挨拶することにした。
---------	--	---------------------------------------

3. 議題

決議事項

①令和元年9月期 事業報告承認の件 (須藤会長)
社員総会資料に基づき須藤会長より、「財務基盤の強化、赤字経営からの脱却」は会費収入の安定化とメリハリのある予算執行に重点を置き進めたこと、「会員サービスの向上」の為会員の集う場の拡大(東京都支部等地域の拡大)・情報発信(HP等)の刷新・職域との連携強化(福島県の例のように県との業務提携や埼玉県女性キャリアセンター連携・ホテル部会、真心会等の総会に参加)等の活動を推進した点、また「構造改革(制度・仕組み・システムの抜本的な見直し)」では、定款・規約の見直しを実施してガバナンスの向上を図り、事務局体制の強化のため執行役員補佐を設置し、事務局の業務及び委託業務の見直しの検討をスタートしたこと、これら三本の改革の柱を更に推進する上で、新たに始めた上智ソフィア会、三田会等他大学同窓会との情報交換は今後も大いに参考にできる点が報告された。
②令和元年9月期 決算書類承認の件 (友安財務委員長)
第52期(平成30年10月5日令和元年9月30日)の同窓会の収支ならびに財政状態が社員総会資料に基づき説明され、会員変動準備金、大学施設拡充積立金、奨学金準備金に夫々2,000,000円を積み立てた上で繰越剰余金 370,000円が計上された収支が報告され、対予算でも収入増・支出減であったことも言及された。良好な決算であり、11月5日に監査も経たことも報告された。
個別に奨学金特別会計に関しては柘植委員長から、縦柳会特別会計に関しては金井委員長から報告がされる。



奨学金特別会計	+600,000 円	・寄付金 2,300,000 円 ・経費(事務経費、印刷代等)を差し引くと 600,000 円の黒字→繰越金
縦柳会特別会計	資産 4,711,000 円	・利息 346 円 ・支出 128,000 円(所澤賞は空手道部、奨励賞はアメリカンフットボール部と舞踏研究会に授与)
③監査報告(横山監事)		
横山監事が社員総会資料 9 ページにもとづき、監査報告を行った。現役税理士の中島監査役の参加により適格迅速に監査が終了したこと、また意見書等付属書類はないことが付言された。		
決議事項: 令和元年度 9 月期事業報告、決算書類及び監査報告について一括して採決され、承認される。		
④定款の変更について (上杉専務理事)		
定款第 18 条 書面表決等の改定について上杉専務理事より、前社員総会(昨年 11 月 17 日)に定款第 14 条社員総会招集等で代議員による社員総会の招集請求権及び議案提出権を担保するための定款変更を議決承認され、招集請求権の行使が増加した場合の審議のスピードアップに対応するため電磁的な書面表決の実施に向けて今回この定款規約全体を見直したことが言及された。変更点は社員総会資料に基づき説明された。		
主な変更点	<ul style="list-style-type: none"> ・社員総会の決議の省略・書面決議等によるみなし社員総会決議を定める。 →社員全員から書面又は電磁的な記録によって同意があったときには、社員総会の決議があったとみなすことができるようになる。 →定款の文章の 1 項目を追加するといっただけのために集まること無く書面でできることになる。 ・可決があった場合は 10 年間この書面又は電磁的記録は事務所に備えて担保する。 ・18条2項の方法で可決決議があった場合、議案自体の決議とともに社員総会自体も終結をしたものとみなされる。 	
決議事項: 上記定款の変更が承認される。		

報告事項	
①支部代表者の変更について (須藤会長)	北海道支部の代表者交代が報告された。新任は、坂本孝則氏(97 年法律卒)長きにわたり支部代表をつとめた前任の前田雅規代議員(83 年法律卒)に対し、労をねぎらう言葉が贈られた。
②代議員の辞任について (須藤会長)	松崎泰知代議員(17 年経営卒)が 2019 年 3 月 31 日付で辞任届を提出し、受理されたことが報告された。
③ 令和 2 年 9 月期事業計画について (令和元年 10 月 1 日より令和 2 年 9 月 30 日まで) (須藤会長)	
<p>社員総会資料に基づき「財務基盤の強化」は準会員(学生)とは、ワークショップや職域との連携で就労支援をすることで同窓会の認知度を向上し、会員化の促進を図り、卒業生の非会員の会員化は支部活動の中で接点を持つことで収入を確保していきたいこと、「会員サービスの向上」は会員のメリットを単なる親睦に留めず、卒業生の就労支援等でビジネス交流にも重心を移し、活動支援をサポートしていくことの提案がなされた。他大学での卒業生を講師とした社会人の毎月実施されている勉強会プログラムの実施例が投影され、こうした企画を獨協大学同窓会でも主催していきたい、そのためにも大学との連携を踏ることが重要である点、また会員が集う場の拡大の一環として来年春の東京都支部の設立があること、これを契機に職域部会や地方支部会の拡充を推進したいことが言及された。</p> <p>「構造改革」はこれからの 50 年後を見据えた制度・仕組み・システムの抜本的な改革を始めることが表明された。個人情報保護法等時代に合ったガバナンスの強化はもとより、これを担保できる同窓会事務局体制の強化・事務局の業務及び委託業務見直しを踏む必要があり、例えば名簿管理体制のアップデート(更新サイクルの短縮化・名簿の分析&適正活用)等を可能にする業務システムの見直しに急務として取り組む姿勢であることが報告された。</p>	
④令和 2 年 9 月期 一般会計予算について (友安財務委員長)	
令和 2 年 9 月期一般会計予算が社員総会資料に基づき説明された。全体として会費収入は安定しており、事業支出は特別警戒する事態は発生していない点、安全かつ健全な事業運営が行われていることが言及された。11 月 13 日大学から今後大学の入学者が 2000 人を確実に下回ることが示唆され、これは会員収入の減少を意味するもので懸念材料であると報告された。	

個別に奨学金特別会計に関しては柘植委員長から、縦柳会特別会計予算に関しては金井委員長から報告がされる。		
⑤奨学金特別会計予算	募金目標額 2,100,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・1,800,000 円の予算を組み、学生に対して月々25,000 円十二カ月 3 学部 6 人に支給 ・令和 2 年 9 月期は 2,100,000 円を目標に掲げて寄付金の募金活動
⑥縦柳会特別会計予算	支出 131,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度同様、学生活動助成金及び手数料を入れて支出 131,000 円を予算計上。
⑦株式会社デュオの第 34 期決算について（友安社長）		
11 月 1 日監査役 3 名による会計監査を経ているが、取締役会、株主総会の手続き前のため数値の公表は差し控えることが言明され、売上 45,152,000 円 税引き前利益 3,500,000 円前後である点のみが報告された。		
⑧規約改定の件について（上杉専務理事）		
規約改定が利益相反に係る経理規程と個人情報保護規程に関して履行されたことが報告され、社員総会資料に基づき改定・加筆部分の説明がなされた。利益相反に係る経理規定はまず条文の全体的な整合性を持たせ、個人も取引先として新たに加筆された点、及び継続取引に関して、ホームページのサーバー契約のように必ずしも 2 年ごとに他社見積を取るとはかぎらない案件もあり、「原則として」という文言を挿入した点が明示された。また、個人情報保護規程では、総則の定義に個人情報保護法・平成 15 年法律第 57 号第二条 1 項 1 号に規定する個人情報として法律そのものを引用して簡便化し、禁則事項の羅列を避け、また第三者から個人データを受け取る時は提供者の氏名取得経緯を確認し、受領年月日・確認した事項等を記録し、一定期間保存するということが新たに加筆されたことが言及された。		
利益相反に係る経理規定の改定について		<ul style="list-style-type: none"> ・条文の全体的な整合性を持たせた。 ・個人も取引先として新たに加筆。 ・継続取引に関して、ホームページのサーバー契約のように 2 年ごとに他社見積を取るとはかぎらない案件もあり、「原則として」という文言を挿入した。
個人情報保護規程 (2017, 2020 対応)		<ul style="list-style-type: none"> ・総則の定義に個人情報保護法・平成 15 年法律第 57 号第二条 1 項 1 号に規定する個人情報として法律そのものを引用して簡便化。 ・第三者から個人データを受け取る時は提供者の氏名取得経緯を確認し、受領年月日・確認した事項等を記録し、一定期間保存するということが新たに加筆された。
⑨定期的活動について		
1. 企画事業委員会(菅沼委員長)から社員総会資料への加筆事項として以下の案内がなされた。		
第 11 回同窓会主催キャリアセンター後援のワークショップ 2020 年(令和 2 年)1 月 26 日		スピーカー：峯岸衿香 氏(2019 年 3 月卒・交流文化)
2. 町田支部設立準備委員会代表から東京都支部設立総会に関して現況報告があった。		
東京都支部設立総会 2020 年(令和 2 年)4 月 18 日・於 帝国ホテル		<ul style="list-style-type: none"> ・現在 21 名の振り込みを確認。 ・東京都支部総会は全国のどなたでも、という点を前面に打ち出したい。 ・先生方、退職された先生方も呼びする。 ・1,000 名はあくまでも理想で、身の丈を考えながら皆さまのご協力を賜わって進めていきたい。

代議員質問事項		
同窓会・デュオにおける役員報酬について 回答（上杉専務理事）		
須藤会長からの導入説明		<ul style="list-style-type: none"> ・前回青野代議員からの指摘の案件への正式回答となる。 ・同窓会というのは基本的に個人が報酬をもらうような団体ではない。何か悪しき状態になっているのではないかとというような疑念をお持ちの方が出てきたのは問題である。 ・2 年半前に同窓会の役員、前任者有志の会という会が設立され、同窓会というのは給料もらってやるところではない、何かおかしいという指摘があり、もし違法性があつたならそれは糾弾すべきという上申書が同窓会会長及びデュオ社長宛に提出された。
第三者による調査報告および理事会協議結果 (2017 年 5 月)について		<ul style="list-style-type: none"> ・平成 22 年から 28 年の間に二人で合計約 4,000 万の大金があつた。 A 氏 28,809,000 円/7 年間累計(平成 22～28 年度:給与・役員報酬・経費補助) B 氏 12,466,880 円/7 年間累計(平成 22～28 年度:役員報酬・経費補助・業務委託費) ・これはデュオの給料・役員の報酬・それに業務委託費及び同窓会からの経費補助等を含めたもの。

	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬(デュオ)は、H24(2012)年度から支払いが開始。一時期を除き、概ね理事会・デュオ株主総会・取締役会で決議・議事録に記録が残されている。 ・理事会では再調査は不要とし、再発防止に努める事が決議された。
問題点	<ul style="list-style-type: none"> ・役員報酬に関する事実を理事会以外の代議員が知る事が無かった点。 ・代議員からの質問に対して別会社を理由に回答をすることが無かった点。 ・H25(2013)年度以降同窓会の財務状況は、実質赤字(同窓会活動活性化積立金・会員変動準備金より、23,435 千円/46～50 期投入)状態であるにもかかわらず役員報酬を得ていた道義的責任。 ・一部理事から赤字予算を懸念する発言もあったが反映されることなく、支払いは実施された。
当時の対応	大学および代議員(2017 年 6 月臨時社員総会)に事実説明及び理事会の協議内容を報告した。
その後の対応と措置	<p>ガバナンス強化への対策 コンプライアンス機能の強化 (ガバナンス・内部統制の強化策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デュオ取締役報酬の無報酬化(2016 年 12 月取締役会決議) ・同窓会および子会社ガバナンスの強化から、同窓会会長がデュオ社長(子会社代表)の職務を兼任することを出来ない事を規定した。(2017 年 5 月理事会決議) ・デュオ取締役会の確実な開催(4 半期毎)(2017 年 3 月取締役会決議) ・デュオ組織の見直しと経営透明化ーデュオの経営と業務執行の分離(資料 21 ページ下図参照) ・現在はデュオの取締役三名、監査役が三名には同窓会会長が兼任することはない。会長の社長兼務禁止・役員報酬も無償化の徹底。
	<p>監査機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・監事に同窓会会長・監事経験者を配置し、理事会への牽制機能強化と良き文化の継承性を配慮。 ・デュオへの監査範囲を会計だけでなく業務も対象にする事前準備として、監査役を3名に増員。 ・代議員及び一般会員の委員会や理事会への傍聴出席を可能とし、議事の透明化(平成 29 年 1 月理事会決議) ・理事会議事録を今までは理事までだったが全代議員、監事、支部代表にオープン、公開することにした。
	<p>財務体質強化策 平成 28(2016)年 11 月～ 現在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員会事業計画の健全化に向けた見直し ・同窓会 50 周年プロジェクトの内容の精査と体制の確認 ・強化策 <ul style="list-style-type: none"> ー 役員を経費補助は 50%減額した。(会長 5 万円→2.5 万円、業務執行役 3 万円→1.5 万円、理事 1 万円→0.5 万円) ー 交通費出張旅費で出張の場合の旅費は 4,000 円を廃止。 ー 宿泊費 1 万円は実費精算上限 1 万円と制限した。 ー 支部活動補助金の交付に関する運用を従来の支給方式から申請方式に変え、支部が保有できる活動資金の補助金は3年分から2年分に短縮した。 ー 理事会開催の見直し(毎月⇒隔月)による経費削減 ー 同窓会とデュオの業務委託契約の見直し
準備金取り崩しの経緯 (42 期～51 期) (投影資料)	<ul style="list-style-type: none"> ・収支差額は 2006 年から 12 年は毎年約 20 万から 50 万位プラス。2013 年の段階から 0 計上となっている。 ・同時期に同窓会の収益は実質赤字になっており、活動活性化積立金が 400～500 万円戻入されている。 ・戻入金が何の支出に充てられたかは詳細に調べないとわからない。

動議：(株)デュオから以前支払われた役員報酬を検証する調査委員会の設置に関して

今回の直接の代議員質問は飯塚代議員から提出された。同氏からの動議が社員総会で出された。

動議内容

給料の問題ではなく役員報酬を問題視しており、基本的に同窓会から役員報酬は支払われておらず、(株)デュオが支払っているが、同窓会から(株)デュオに支払っている業務委託費が1,200 万から 1,600 万に増加した当時この役員報酬が発生しており、またその時期に多くの職員を採用している事実がある。この役員報酬のプロセスが正しいのか。また(株)デュオは別会社だから、社員総会では決議することではないと当時言われたが、きちんとプロセスを踏んでいない期があるなら、その分は受け取った役員報酬を返還請求するべきではないか？役員報酬のどの部分が返還請求できるのかをきちんと検証をして、その分を返還勧告するべきである。



役員報酬の正不正を検証する検証チームを立ち上げ、(株)デュオの社長と取締役の許可もいると思うが、検証チームに権限を任せていただいて(株)デュオの決算の洗い直しをすべき。検証チームは理事の方で作らないのであれば、代議員で検証チームを作る。代議員の中で作れというならば私が中心になってやらせていただきたい。

まず検証チームを作ることにしての動議の承認を語っていただきたい。理事たちが研修チームを作ってやっていただけなのであればいいが、そうでなければ代議員の中で検証チームを作って検証していきたい。その二つの承認をいただきたい。

主な検証点

- ・役員報酬の面できちんとプロセスを経ているのか。
- ・そこに利益相反等の違法性がないか。
- ・仮に法律的に問題がなかったとしても、金額はお手盛りで不適切だったのではないか。(以上 飯塚代議員)

このあと主に(株)デュオの友安現社長(同窓会財務委員長兼務)との間で、株主でなければ代表訴訟の権限はない、役務提供行為の有無、株式は無議決権株式か、税務調査の対象になるのではないかなど等々様々な意見交換を経たうえで以下の二点で動議が成立・承認された。尚検証チームは基本的に理事と代議員の混成チームとなるが、その組成・運営に関しては理事会議事録への報告義務があることが上杉専務理事より言明された。

結論：賛成多数(28名。委任状票数も含む)で、適正な手順を踏んで、デュオの決算を洗い直し、懸案の役員報酬を検証する調査委員会を立ち上げるという動議が承認される。

結論：調査委員会の構成は理事と代議員の混成チームとなる。理事会での継続審議事項となる。参加希望者は改めて会長宛に申し出ることとなる。

審議申請：予算案を報告事項とするか承認事項とするかに関して

飯塚代議員から同窓会から(株)デュオに支払われた例年と同額の業務委託費に対する疑問とともに、以前から懸案事項である予算案こそ承認事項にするべきではないのかという点を今回の社員総会で審議してほしいという発言がなされた。

審議申請内容

先ほど前の期の決算の決議がされてしまったが、すでに同窓会が(株)デュオに支払った例年と同額の業務委託費1と同窓会が基本業務の一部を新たに委託を開始した業務委託費2が相殺されないまま別個の項目として合算して提示されてしまっている。決議されてしまったから、基本的に変えようがない。(株)デュオに返金請求も今更できない。決算が今日、非承認になったら今年度を終了できなくなる。私はだから、予算案こそ承認事項にすべきと考えている。皆さんで是非この点審議頂きたい。(飯塚代議員)

社員総会第4章第15条(9)に「計算書類の承認」というのがある。予算というのは計算書類という形が出てくる。予算を承認するかどうかという事はやはり社員総会でできると考える。(府川理事)

一般社団法人法90条4項に関するリーガルオピニオンが披露され、社団法人法で事業報告の承認と決算は社員総会で決めるものと定められていて、これを変える場合は定款変更が不可欠となるという意見が述べられた一方、そもそも一般社団法人は理事会を設置しないこともあり、最高議決機関の社員総会が予算案を承認すべき等々様々な意見交換がなされたが合意形成には至らなかった。

結論：予算案を報告事項とするか承認事項とするかに関しては、来年の社員総会までに理事会で審議・協議することとなる。

4. 閉会 (議事所要時間 2時間 30分)

主な発言内容(敬称略)

同窓会HPのリニューアル検討中に関して

同窓会ホームページリニューアル検討中で2020年春予定と出ていたが、何か難しい話になっているのではないかと感想を持っている。予定通り、現在進行形で順調だと考えてよいのか？(小野寺)

ホームページだけではなく名簿管理自体も見直しという話が出ている。IT委員会としては、12月の理事会で、半年位のスパンで検討ができるような上程案を作りたい。獨協大学自体も医科大もホームページがリニューアルされる。同窓会だけが従来の12年前のままというわけにはいかない。相応の形のを早くというのは必要なので進めていきたい。来春を予定しているが、少し伸びる可能性はある。(上杉)

準備金、予備費等を使わないで140万円の予算でやる予定か？(青野)



たぶんそれは無理である。現在のシステムを動かしている費用だけで140万円強かかる。新たなホームページのシステム環境を作る諸々の通常のコストはだいたい300万から500万円ぐらいかかると考えられる。(上杉)

140万円の予算の枠を超えて業者と契約をするということは理事会で承認されたということでは無い。1社に選定するときその1社を推薦したIT委員の推薦文の中で、140万円の予算に収まる可能性が高いというコメントがあり、その1社は一応交渉の対象と言うことになった。実際私が見積もりを取った会社の中に当時140万円で収まる会社が3社あった。今もデータを全部移行することも含めて80万円でもできるという会社もある。(府川)

上杉さんは140万円を超えてもいたしかたないと話しているが、府川さんは140万円よりもっと安い金額でできる会社を調べてきている。このままでは何年たっても埒が明かかないと感じる。個人のことでなく、同窓生、会員のためということを中心によく考えていただいて、早急に結論をだして進めていただきたい。同期に現在のホームページ見てもらえるよう案内したが、あまり魅力を感じなかったようだ。(今野)

業務委託費に関して

業務委託費1と業務委託費2の違いは？(青野)

(株)デュオへの業務委託費が平成27年度から従来の1200万円から1620万円にいきなり跳ね上がった。今は1400万円に約200万円減ってはいるが、864,498円の委託料2はデュオの委託料ではない。この一部同窓会がやっている分864,498円を14,000,000円から引いた金額を(株)デュオへの業務委託費1として出すべきではないか？業務委託費を減らすことを考えて頂きたい。要望である。(飯塚)

書面表決等の改定について

社員総会はこの形での電磁的な決議ということで、要は時間を効率的に使うという主旨と考えるが、理事会等も電磁的な書面表決を今後検討していく考えはあるか？(海田)

face to faceのコミュニケーションは大切。その一方で時間の短縮、スピード結審をするためにデジタルなツールを使うことは得策。今後検討していきたい。(須藤)

規程集は前回に配られたものを持ってきている。毎回変更されて新しいものが用意されることになっているのか？この紙も、作る時間ももったいないと感じる。(今野)

非会員の会員化に関して

20年は変わっていない会費制度の見直しを決めて頂ければ有難い。非会員の方に「終身会費が30,000円」と言うと、二の足を踏まれてしまうことが多々ある。例えば70過ぎだったら10,000円にする、年齢で少し軽減する等。(黒木)

東京都支部の開催の時に入ってくれる方は半額とか10,000円とかにするとか、そういった企画を考えてもいい。(飯塚)

予算案を承認事項にすべきという提案・審議－(株)デュオの業務委託費に関連して

先ほど前の期の決算の決議がされてしまったが、すでに業務委託費が1と2に別個の項目として提示されてしまっているので今更基本的に変えようがない。決算が今、非承認になったら、年度を終了できなくなる。私はだから、予算案こそ承認事項にすべきと考えている。皆さんで是非この点審議頂きたい。(飯塚)

要は業務委託費1の数値で2の数値を相殺できるような形にするということなのか？(友安)

そういうことです。要するに今の業務委託費でお願いしているデュオの業務の一部を、業務委託分2の金額で、数値の中で相殺できないかと。どの業務部分か、どうやって算定するかという点はあるかもしれないが、それができないか？(飯塚)

今の業務委託では、同窓会業務に関わる事すべてまとめてお願いしてある状態。それはどう業務なのかと一つ一つのブレイクダウンが本来はされるべき。まさに先程触れた見直しと言うこと。業務委託でお願いするのはどこまでか、同窓会本部でやるべきものは何かと言う線引きを今のご指摘を参考に理事全員でコスト削減のため適正化を詰っていく心構えである。(須藤)

一般社団法人法90条4項では、重要な業務執行の決定(財産処分・譲与・借財・使用人の採用等々)は理事に委任することができない、と明記されている。これらは理事に任せないので社員総会でやる。それ以外、基本的な事業計画・収支予算は理事会のマスターであり、社員総会で承認を受けるものではないと言う1-ガルドピニオンを得ている。(上杉)

私も去年から予算、事業計画案と予算案が報告事項になっていることに違和感がある。(会田)

社団法人法という法律でこの事業報告の承認と決算は社員総会で決を取りなさいと決まっているので変えようがない。理事として関与していた公益社団法人でも然り。予算で紛糾した場合、社団法人の事業が継続できなくなる。しかし総会で議論し、意見を言い、要望を出すことはできる。予算案を決議事項に変更することになると定款自体から作らねばならなくなる。(高木)

公益性の高い財団法人と公益社団法人は必ず理事会を設置しなければならないが、一般社団法人は理事会を設置してもなくてもいい。当会は理事会が設置されているので、最高議決機関の社員総会で議決しなければいけない事と、業務の執行をしやすく回転良くするために理事会で議決して執行している事の二通りに分かれる。社員総会第4章第15条(9)に計算書類の承認というのがある。予算というのは計算書類という形で出てくる。予算を承認するかどうかという事はやはり社員総会でできると考える。(府川)

定款の変更をしなくても今の説で言うと、計算書類の承認ということで、ここで予算案を承認すればいいということ、報告ではなく、計算書類の承認をして下さいということで我々は承認しますという代替案として使えるのではないか？理事会で審議して頂きたい。来年の社員総会までに。(飯塚)



府川理事から理事の人数についてのご説明があり、一般社団法人については理事の選任は0でもいいと。それは間違いですか？（横山）

人数は特に言っていない。一般社団法人は理事会を設置することもできるし、理事会を設置しなくてもいいということ。（府川）

（株）デュオから以前支払われた役員報酬を検証する調査委員会の設置に関して

業務委託費とか給料の問題ではなく役員報酬を問題視している。基本的に同窓会から役員報酬は払っていない。デュオが支払っている。ただ業務委託費が1,200万から1,600万に増加したのは、その時期に役員報酬が発生して、その時期に多くの職員を採用しているからである。この役員報酬のプロセスが正しいのか。（飯塚）

デュオは別会社だから、社員総会では決議することではないと当時言われたが、きちんとプロセスを踏んでいない期があるなら、その分は受け取った役員報酬を返還請求するべきではないか？役員報酬のどの部分が返還できるのかをきちんと検証をして、返還勧告をするべきである。皆さんはどうお考えか。（飯塚）

役員報酬の正不正を検証する検証チームを立ち上げ、デュオの社長とデュオの取締役の許可もいると思うが、検証チームに権限を任せたいのでデュオの決算の洗い直しをすべき。検証チームは理事の方で作らないのであれば、代議員で検証チームを作る。代議員の中で作るならば、私を中心になってやらせていただきたい（飯塚）

株主でない方がデュオに一定のチームを組んで調査に入ることが可能かどうかというところはチェックすべき。おそらく法的にはできないのではないかと（友安）

大株主の検証チームであり、自分が業務委託としている所で、検証できないような会社であれば業務委託費を出す必要は無いことになる。もう一人の株主である大学の許可があれば問題はない。（飯塚）

いずれにしても請求権はない。原則は株主の了解あるいは取締役会での合意形成等々がなければ難しい。（友安）

デュオが同窓会の検証チームの検証を拒否するのであれば、同窓会としてデュオにどう対していくかというのを考えたい。まず検証チームを作ることに關しての動議の承認を請うていただきたい。理事たちが研修チームを作ってやっていただけなのであればいいが、そうでなければ代議員の中で検証チームを作って検証していきたい。その承認をいただきたい。まず役員報酬の面でちゃんとしたプロセスを経ているのかどうか、そこに利益相反等の違法性がないか、仮に法律的に問題がなかったとしても、金額はお手盛りで不適切だったのではないかの三点。（飯塚）

問題になるのは役員報酬だけなのに、この資料にはなぜ経費補助と給与も入っているのか？経費補助は会長であれば月5万円もらえて、年に60万、7年で420万になる。ここから420万円引くべきでは？（黒木）

黒木さんが指摘する50,000円の経費補助は同窓会から彼らは取っていない。（飯塚）

懸案の支払われた最初の1年分の役員報酬は書類が揃っていないという話だが、おそらく揃っているはず。株主総会と取締役会は報酬を払う前からきちんとOKは出しているはず。（宮本）

その役員報酬はどなたが決めたのか？自分で給料決めて自分でもらっていたわけではないのか？その当時の理事たちは何をやったのだろうか？何の調査もしていない。よくご存じの宮本さんには調査委員会に入ってもらいたい。（飯塚）

現在の執行役員の意見では、理事の力だけでは難しいという見解になっており、理事と代議員の混成で作業をすることになるだろう。（中略）理事会で協議をしたいので、ご意見等は理事会の方に出していただければと思う。（柘植）

大変な労力を伴う作業になることが想定されるので、ひとりひとり熟考して、会長宛に参加するかしないかを報告して頂きたい。（飯塚）

10人20人と言う数に増えた場合は調整させて頂く。ご理解頂きたい。（須藤）

以上の決議を明確にするためにこの議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印する。

2019年11月16日
一般社団法人 獨協大学同窓会 社員総会

議長	須藤 明弘	㊟
議事録署名人	濱口 孝彰	㊟
議事録署名人	播磨 文美	㊟

